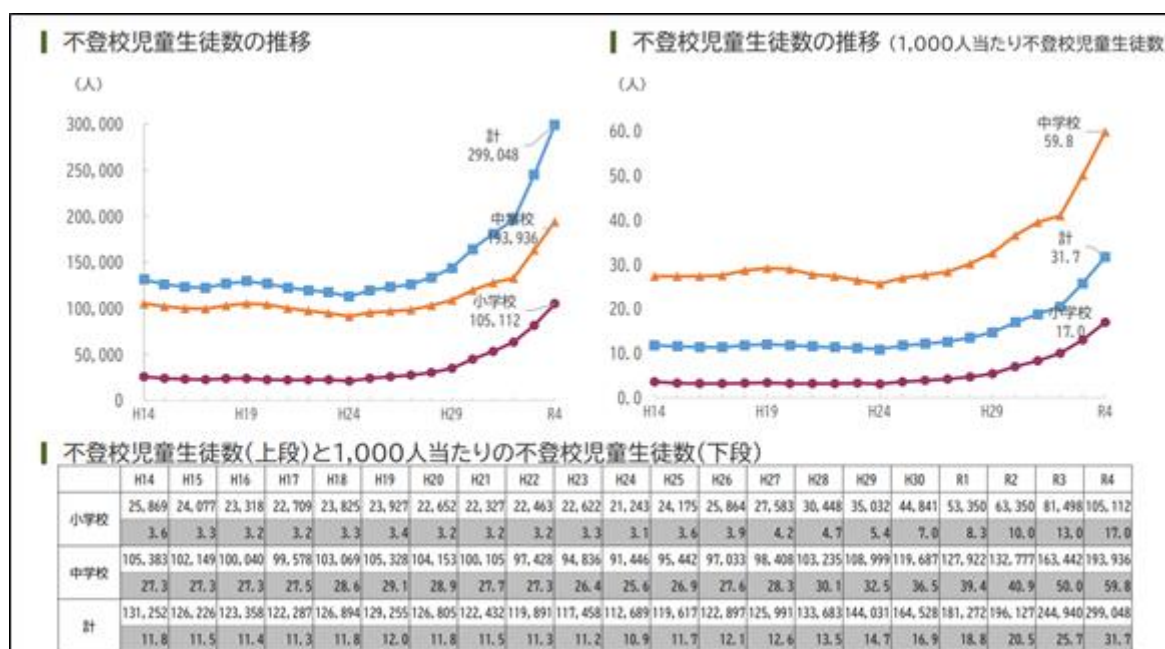


第2章 現状と課題

1 国や東京都の動向

(1) 国の動向

わが国では、登校拒否・不登校への調査が1966年から始まり、50年以上が経過しました。不登校の小・中学生の人数は、1970年代半ばから増加し始め、80～90年代で激増しました。2000年代に入ってから、12～13万人の高止まりとなっていました。平成28(2016)年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定されて以降、不登校の人数は増加の一途をたっています。令和4年度には、全国の不登校の小・中学生の人数が30万人に迫る状況となっています。



(令和5年10月 文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」より)

ア 「登校拒否問題への対応について」(通知)

国においては、平成4年9月に「登校拒否問題への対応について」を通知し、教育委員会における取組の充実として、「学校以外の場所に登校拒否の児童・生徒を集め、その学校生活への復帰を支援するための様々な指導・援助を行う『適応指導教室』について、その設置を推進するとともに、指導員や施設設備等の充実に努めること」として

イ 「不登校への対応の在り方について」(通知)

平成15年5月に「不登校への対応の在り方について」を通知し、不登校児童・生徒が学校外の施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、「不登校児童・生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、学校復帰への懸命の努力を続けている者もあり、このような児童・生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これら施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。」としています。

ウ 「不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」(通知)

平成17年7月に「不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」を通知し、その趣旨において以下のように提示しています。

「不登校児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いているとは言えなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合がある。このような児童・生徒を支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間業者が提供する IT 等を活用した学校活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。」

エ 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の公布

平成28年12月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、児童・生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること、例えばいじめから身を守るために一定期間休むことを認めるなど児童生徒の状況に応じた支援を行うことが示されました。基本理念として、次の5点が示されています。

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備

- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

オ 「不登校児童生徒への支援の在り方について」(通知)

令和元年10月には、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」が出され、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方が以下のとおり示されました。

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

カ 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)

令和5年3月31日、永岡文部科学大臣の下、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)が取りまとめられ、以下の三つの方針が示されました。

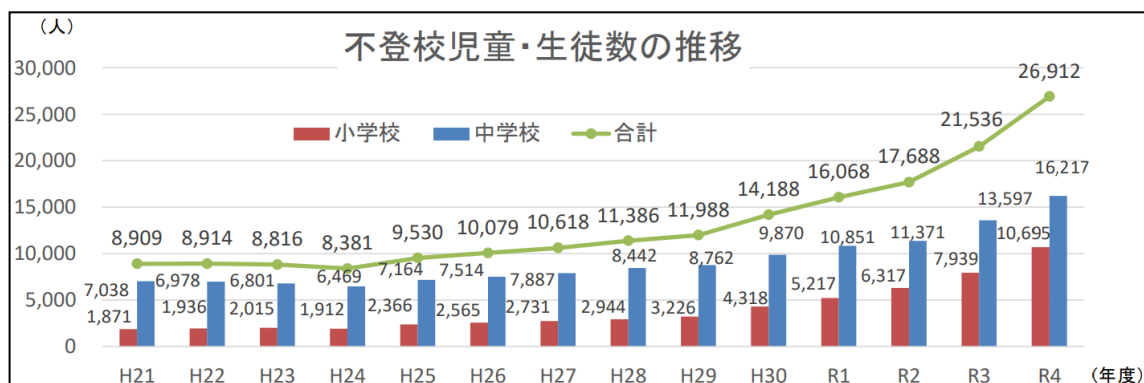
- 1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
- 2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
- 3 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

キ 「不登校・いじめ緊急対策パッケージ～誰一人取り残されない学びの保障に向けて～」

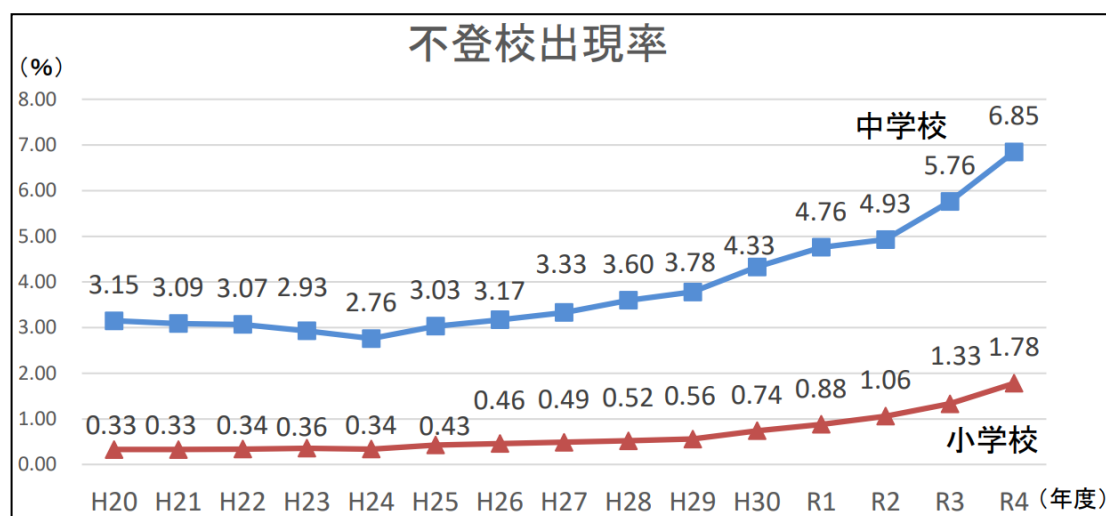
令和5年10月、児童・生徒が安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化を行うため、文部科学省は「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を公表しました。

(2) 東京都の動向

東京都の不登校児童・生徒の状況についても、国と同様に増加傾向にあり、令和4年度の不登校児童・生徒数は、26,912人となりました。小・中学校共に、平成26年度以降、年々増加しています。



(令和5年10月 東京都教育委員会「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」についてより)



(令和5年10月 東京都教育委員会「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」についてより)

令和4年度の不登校児童・生徒の出現率は、小学校で1.78%、中学校で6.85%でした。国の出現率は小学校が1.70%、中学校で5.98%であり、国を上回る値となっています。

東京都教育委員会の不登校児童・生徒に対するこれまでの取組としては、次のような施策を実施しています。

- ①平成5年度 不登校生徒数が多い中学校に対して、不登校加配教員を配置
- ②平成7年度 スクールカウンセラーの配置を開始

- ③平成15年度 全公立中学校にスクールカウンセラーを配置
- ④平成20年度 不登校児童・生徒のための「個別適応計画」の様式を例示
- ⑤平成20年度 スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村を支援
- ⑥平成21年度 不登校・若者自立支援フォーラムを開催
- ⑦平成21年度 登校支援員(平成23年度から「家庭と子どもの支援員」に事業名を変更)を配置する区市町村を支援
- ⑧平成25年度 全公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置
- ⑨平成27年度 「不登校・中途退学対策検討委員会」を設置し、報告書を公表
- ⑩平成31年度 「児童・生徒を支援するためのガイドブック」を作成
- ⑪令和4年度 都内公立小・中学校等に在籍し、フリースクール等に通う不登校児童・生徒及びその保護者の支援ニーズやフリースクール等での活動内容などを把握するため、「不登校児童・生徒支援調査研究事業」を実施

2 調布市の現状

(1) 調布市の不登校の現状

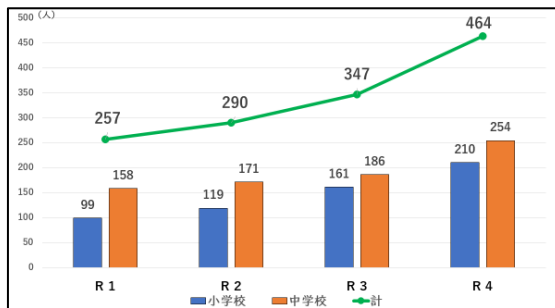
市における不登校児童・生徒数は、平成28年度以降年々増加しており、令和4年度は小学校で210人(前年度から49人増)、中学校で254人(前年度から68人増)となっています。不登校児童・生徒の出現率も、小学校で1.84%、中学校で5.66%とこれまでで最も高い数値を示しています。

学校が回答した調査結果によると、不登校の要因は、小・中学校共に、本人に係る状況の「無気力・不安」が最も多く、二番目に多いのは、小学校では、家庭に係る状況の「親子の関わり方」、中学校では本人に係る状況の「生活リズムの乱れ、あそび、非行」となっています。

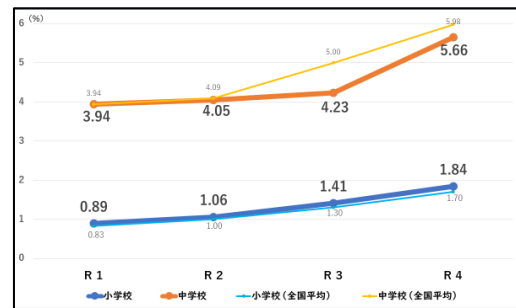
一方、令和2年度、国が不登校児童・生徒及び保護者を対象に実施した「不登校児童生徒の実態調査」によると、「最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけ」(複数回答)は、「先生のこと」(小学生30%、中学生28%)、「身体の不調」(小学生27%、中学生33%)、「生活のリズムの乱れ」(小学生26%、中学生26%)、「友達のこと」(小学生25%、中学生26%)という結果が示されており、学校が回答した結果とは異なります。

このような状況を踏まえ、教職員は児童・生徒や保護者の声を聴く機会を設けるとともに、深い児童・生徒理解に基づき、「一人一人の子どもを大切に育てる教育」を推進する必要があります。

また、学校は、不登校児童・生徒の心理的な不安等の要因や背景を丁寧に把握し、保護者の不安な気持ちにも寄り添いながら、共感的な理解と受容の姿勢をもつ必要があります。そして、専門家等の助言を踏まえながら、より深く把握・分析し、組織的に具体的な手だてを講ずる必要があります。



【調布市立学校における不登校児童・生徒数】



【調布市立学校における不登校出現率】

(2) これまでの調布市教育委員会の不登校支援の取組

これまで学校や教育委員会における不登校児童・生徒の支援について、調布市では以下の取組を実施しています。

ア 生活指導部を活用した組織的な対応

学校では、生活指導部を活用して、組織的に不登校児童・生徒に対する支援を行っています。また、30日以上欠席のある児童・生徒については、欠席及びその対応状況の報告書を教育委員会に提出し、実態把握と支援体制の連携を図っています。

イ 不登校児童・生徒への支援委員会の実施，研修の場の設定

市内の不登校児童・生徒の状況及び支援等について学校間で情報共有するため、不登校児童・生徒への支援委員会を設置し、市の不登校支援の方針や施策の周知，情報交換，研修の場を設定して支援体制の充実を図っています。

ウ スクールカウンセラーの全校配置による相談体制の充実

市内全校にスクールカウンセラーを配置し、不登校児童・生徒本人やその保護者の不安な気持ちや相談等に応じる支援体制を整備しています。東京都のスクールカウンセラーに加え、市独自にスクールカウンセラーを配置し、各校2名体制で相談支援を行っています。

エ 教育支援センター（適応指導教室）「太陽の子」の設置

小学校の教育支援センター(適応指導教室)として「太陽の子」を設置し、学校に行きづらい児童や不登校児童の支援に取り組んでいます。

オ 学びの多様化学校分教室「調布市立第七中学校 はしうち教室」の設置

中学校の不登校生徒への支援として、分教室型の学びの多様化学校 調布市立第七中学校「はしうち教室」を設置し、特別の教育課程を編成して一人一人の生徒の居場所や学習の場を提供することで、社会的自立の支援につながるよう取り組んでいます。

カ 不登校児童・生徒への訪問型支援「みらい」の実施

令和4年度、教育支援コーディネーターや心理士が、不登校児童・生徒の自宅や公共施設等を訪問し、悩みごとの相談や学習支援を行う訪問型支援「みら